

令和6年度 鹿児島県トライアル発注・販路開拓支援制度

募集要領

○ 募集期間

令和6年2月27日(火)～4月26日(金)

※ 本募集は、県議会での令和6年度予算成立等が前提となります。このため、今後、内容等を変更する可能性がございますのであらかじめ御了承ください。

○ 提出期間

令和6年4月1日(月)～4月26日(金)【必着】

○ 問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課 ものづくり支援係 山中(やまなか)

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話:099-286-2970

ファクシミリ:099-286-5578

メールアドレス:monozukuri@pref.kagoshima.lg.jp

1 制度の概要

鹿児島県トライアル発注・販路開拓支援制度は、県内の中小企業等の振興を促進するため、県内に本社・本店を有する中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を図る制度です。

2 対象となる中小企業等

対象となる中小企業等は、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者で、県内に本社・本店を有するもの
- (2) 資本金10億円未満の企業で、県内の事業所において、県内の地域資源を活用又は県試験研究機関等と共同研究で製品等を開発した企業

3 対象となる製品等

発注の対象となる製品等は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 上記2の中小企業等が開発したもので、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 新商品（ただし、食品、飲料及び医薬品は除く。）
 - ② ①の新商品を利用した役務の提供（ただし、当該新商品を開発した中小企業等による役務の提供に限る。）
 - ③ 新役務の提供（ただし、当該役務を開発した中小企業等による役務の提供に限る。新役務とは、新たに開発された役務をいう。）
 - ④ 公共工事における工法
- (2) 優れた技術・製品特性を有し、市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ① 当該製品等の技術等について新規性や独創性が認められること。
 - ② 優れた特性を有し、環境対応、省エネルギー、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。
- (3) 県の機関が調達している品目、又は用途が見込まれる品目であること。

4 応募書類の提出について

(1) 提出期間

令和6年4月1日(月)～4月26日(金)【必着】

(2) 提出書類及び提出方法

NO.	提出書類	提出方法	チェック用
①	トライアル発注製品等応募用紙	電子データ (WORD)	
②	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書	電子データ (PDF)	
③	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書	電子データ (WORD)	
④	貸借対照表及び損益計算書の写し (直近2決算期分)	電子データ (PDF)	
⑤	応募製品等の概要が分かる書類 (パンフレット, 写真, 図面, 使用方法等)	電子データ (PDF)	
⑥	会社概要の分かる書類 (パンフレット等)	電子データ (PDF)	
⑦	(共同研究等の場合) 相手方からの 当該製品応募の承諾に関する書面	電子データ (PDF)	

※ 上記の提出方法で対応が難しい場合は、表紙の問合せ先まで御連絡ください。

※ ①～③は県 HP より所定の書式をダウンロードして記載してください。

※ ④～⑦は任意の様式で提出してください。

(3) 提出先

- ・ 提出データの合計が7メガ以下の場合：
monozukuri@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 提出データの合計が7メガ以上の場合：
お手数をおかけしますが、表紙の問合せ先まで御連絡ください。

(4) ヒアリングについて

必要に応じて、県庁産業立地課内で応募製品等に関するヒアリングを行いますので、その際はこちらから連絡します。

5 トライアル発注の実施方法

応募された製品等については、次のとおり取り扱います。

- (1) 県は、鹿児島県トライアル発注選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募された製品等の製品特性等の審議を経て、トライアル発注の対象となる製品等を選定し、地方自治法施行令167条の2第1項第4号に基づき知事の認定を行います。
- (2) 認定製品等を県の機関が発注します。ただし、この制度に基づき県の機関が発注するのは1回限りとし、新商品を借り入れた場合は年度内に返却します。
- (3) 製品等の評価は、県が製品等の使用者としての立場から有用性（県が発注する際に期待した効果）について行うものであり、科学的な試験・検査等を行って製品等の品質や性能を保証する評価ではありません。
- (4) 県は、当該製品等が発注した県の機関の意見等を基にして、使用者の立場からその有用性について評価を行い、委員会の審議を経て、認定製品等を開発した企業（以下「企業」）に報告します。
- (5) 企業は、製品等の評価においてその有用性を認められた場合には、県の機関からの受注実績として掲げることができるものとします。

6 製品等に関する公表

トライアル発注における製品等に関する情報の公表については、次のとおり取り扱います。

- (1) 応募段階では、応募された製品等に関する個々の情報及び会社概要は公表しません。
- (2) 認定後は認定製品等（製品名、事業者名、製品特性等）及び企業名等（所在地、連絡先）を県のホームページ及びその他の方法により公表します。
- (3) 認定製品等に係る評価結果（製品名、事業者名、製品特性、価格、使用後の評価）及び企業名等（所在地、連絡先）連絡先は県ホームページ及びその他の方法により公表します。
- (4) 認定製品等に係る評価結果の公表により、企業にとって不利益となる可能性もございますので、応募の際はこの点についてもあらかじめ御了承ください。

7 応募製品等がトライアル発注製品に認定された後の事務手続

認定製品等の用途を予定している県の関係機関と、発注に向けて直接調整していただきます。詳細については、トライアル発注製品等の認定通知後にお知らせします。

8 発注後の認定製品等の販路開拓支援

トライアル発注製品等については、別途定める「鹿児島県トライアル発注製品販路開拓支援事業費補助金交付要綱」に基づき、当該企業から県外で開催される展示会等への出展に係る補助金交付申請があった場合は、予算の範囲内で対象経費について一部助成します。（補助上限 20 万円，補助対象経費 1/2 以内）